

商業・サービス産業経営革新事業 (省エネ設備更新枠)

～非製造分野で行う省エネ化や省力化への取組を支援～



1. 事業概要

電力等価格高騰の影響を受けている事業者に対して、省エネルギー化又は省力化に向けた設備更新・導入の取組を支援し、中長期的な生産性向上と経営基盤の強化を促進します。

2. 対象者

秋田県内に事業拠点を有し、かつ県内で1年以上事業実績がある中小企業者

※みなし大企業を除きます。

※一部の業種は対象外となります。

3. 補助対象経費

省エネルギー化又は省力化に資する事業用設備の購入費、工事費等



4. 補助率・補助金の額

- 補助率 2 / 3 以内
- 限度額 1, 0 0 0 万円

5. 事業期間

- 補助金の交付決定から令和7年2月28日まで

6. 募集時期

- 令和5年5月上旬～6月上旬（予定）

7. 審査による加点

- 賃金水準の向上に資する事業と認められる場合
- 女性の活躍推進に係る認定や表彰を国・県等から受けている場合



8. 問い合わせ・申し込み先

秋田県産業労働部 商業貿易課 商業・創業支援チーム
〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
TEL：018-860-2244 FAX：018-860-3887
E-Mail：com-tra@pref.akita.lg.jp



地域商業・サービス業等振興事業

～中小企業者の団体等が実施する消費喚起等の取組を支援～



1. 事業概要

エネルギー等価格高騰の影響を受けている県内中小企業者の負担軽減を図るとともに、県民生活への支援につなげるため、中小企業者の団体等が実施する消費喚起等の活動に対し助成します。

2. 対象者

- 商店街等の振興を目的とする団体（商店街団体）
- 同業種の中小企業者等で構成される団体（同業種団体）

3. 補助対象事業

県内で実施する次の事業

- (1) プレミアム商品券の発行や値引き等に係る事業（値引き事業）
- (2) 県内消費喚起のために行う集客促進事業（集客事業）
- (3) 事業者の負担軽減のために行う団体所有設備の省エネ設備への更新事業（省エネ設備更新事業）
※(3)省エネ設備更新事業は(1)値引き事業又は(2)集客事業と併せて実施する必要があります。



4. 補助対象経費

3. 補助対象事業の実施に係る経費

(プレミアム商品券上乗せ分の費用、委託費、広告宣伝費等)

※ 経常的経費等、補助対象外となる経費もあります。

5. 補助率・補助金の額

- 補助率 10 / 10 以内
- 限度額 1 団体あたり 200 ~ 500 万円

※団体の構成事業者数により上限額が異なります。

6. 事業期間

- 補助金の交付決定から令和7年1月31日まで

※令和6年5月31日までに申請した場合、令和6年2月1日から3月31日の期間を補助対象期間に加えることができます。



7. 募集時期

令和6年4月1日～11月29日

8. 問い合わせ・申し込み先

秋田県中小企業団体中央会

〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号 秋田県商工会館5階

TEL：018-863-8701

E-Mail：syougyou@chuokai-akita.jp



秋田の「はこぶ」を未来につなげる事業

～持続可能な物流体制の構築に向け、
物流の効率化やモーダルシフト等の取組を支援～



1、物流効率化等支援事業

2、モーダルシフト推進モデル事業

3、トラック人材確保推進事業



物流効率化等支援事業

～県内物流事業者及び荷主企業による物流効率化への取組を支援～



1. 事業概要

- ・物流の2024年問題や慢性的なドライバー不足を踏まえ、物流事業者及び荷主企業が実施する物流効率化等のロールモデルとなる取組を支援します。

2. 補助対象者

- ・県内に事業所を有する物流事業者、荷主企業及び複数事業者のグループ

3. 補助経費

- ・ドライバーの労働時間削減、手荷役等の負担軽減、積載率向上等に資する取組に係る経費（計画策定費、倉庫使用料、荷役機械導入費、車両管理システムの導入費 等）

4. 補助率・補助金の額

種別	事業者数	補助率	限度額
実証的な取組 (モデル事業)	複数事業者の連携実施	2 / 3	300万円
	単独実施		200万円
実装的な取組	複数事業者の連携実施	1 / 2	200万円
	単独実施		100万円



モーダルシフト推進モデル事業

～荷主企業が実施するモーダルシフトの取組を支援～



1. 事業概要

- ・物流の2024年問題や慢性的なドライバー不足を踏まえ、県内でのトラック輸送から船舶、鉄道輸送への転換を推進するため、ロールモデルとなる取組を支援します。

2. 補助対象者

- ・県内に事業所を有する荷主企業

3. 補助経費

- ・トラック輸送による陸上輸送から鉄道又は海上輸送に転換する取組に係る経費
(計画策定費、輸送費のかかり増し分、倉庫使用料、生産体制の変更に必要な経費 等)

4. 補助率・補助金の額

種別	補助率	限度額
鉄道輸送へのモーダルシフト	2 / 3	200万円
海上輸送へのモーダルシフト	2 / 3	300万円



トラック人材確保推進事業

～物流事業者によるトラック人材確保の取組を支援～



1. 事業概要

- 慢性的なドライバー不足を踏まえ、トラック業界への就業促進を図るため、物流事業者が実施する女性や新卒者の働きやすい環境整備の取組を支援します。

2. 補助対象者

- 県内物流事業者

3. 補助経費

- 女性更衣室や託児スペースの設置、新卒者のキャリアアップの仕組みづくりに係る経費 等

4. 補助率・補助金の額

- 補助率 2 / 3、限度額 1 0 0 万円



共通項目



5. 事業期間

- 補助金の交付決定日から令和7年2月28日まで

6. 提出書類

- 所定の様式（事業実施計画書、収支予算書、誓約書 等）
- 経費の算定根拠となる参考見積書、製品仕様書 等

7. 募集期間

- 令和6年4月上旬頃～（予定）

☆事前にご相談ください☆

8. 申し込み・問い合わせ先

- 秋田県産業労働部 商業貿易課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
貿易・流通チーム TEL 018-860-2218 E-mail com-tra@pref.akita.lg.jp



海外展開支援事業

～海外展開の拡大に向けた中小企業の実践を支援～



1. 事業概要

- 中小企業又は事業組合等に対し、海外展開活動の経費の一部を補助することにより、海外展開の拡大を支援します。

2. 補助対象者

- 次の①～③のいずれかに該当し、県内に事務所又は事業所があり、海外への販路開拓等を目的に海外展開事業を行うものであること。また、国税又は地方税の滞納があるなどの欠格事項に該当していないこと。

①中小企業者（みなし大企業を除く。）

②中小企業者が構成するグループ

③法律に基づき組織された組合又は組合連合会

※「海外拠点新設事業」は、秋田県に本社のある中小企業者のみが対象です。

3. 補助対象事業

- ①見本市等出展事業、②海外現地調査事業、③商品改良事業、④証明書等取得事業、⑤海外向けPR資料作成事業、⑥バイヤー等招へい事業、⑦海外拠点新設事業、⑧海外オンラインビジネス事業

4. 補助対象経費

- 輸送経費、出展経費、通訳費、外国語版資料等作成・翻訳費、旅費 等

※詳細は商業貿易課 貿易・流通チームにお問い合わせください。



5. 補助率・補助金の額

- 補助率 1 / 2 以内、限度額 80 万円

6. 事業期間

- 補助金の交付決定日から令和 7 年 3 月末日まで

7. 提出書類

- 事業実施計画書、海外展開実績概要書、収支予算書、誓約書、直近 2 期分の財務諸表及び履歴事項全部証明書 等

8. 募集時期

- 令和 6 年 5 月頃（予定）
※予算の範囲内で再募集することがあります。

9. 申し込み・問い合わせ先

- 秋田県産業労働部 商業貿易課
〒010-8572 秋田市山王三丁目 1 - 1
貿易・流通チーム TEL 018-860-2218 E-mail com-tra@pref.akita.lg.jp



海外展開はじめての一步応援事業

～市場調査等による海外展開戦略の策定を支援～



1. 事業概要

- 中小企業者等が新たな国・地域での需要の獲得に向けた海外展開戦略を策定する際に要する経費の一部を補助し、海外市場の開拓や販路の拡大を支援します。

2. 補助対象者

- 県内に主たる事務所を置く中小企業者
- 県内に主たる事務所を置く中小企業者2者以上により構成する連携体

※輸入及び訪日外国人観光客の誘致を除く海外展開の実績がなく、かつ、直近2か年において海外展開支援事業費補助金の交付を受けていないものとする。

3. 補助対象事業

- 新たな国・地域での需要の獲得に向けた海外展開戦略を策定するための
 - ①専門家招へい事業（商慣習等知識習得、候補国選定、失敗要因分析等）
 - ②マーケティング事業（市場規模調査、ニーズ調査、競合分析、提携候補調査、バイヤーアンケート調査、テスト販売調査、戦略立案等）

4. 補助要件

- 補助対象事業の①又は②、あるいは両方を実施した上で海外展開戦略を策定し、県へ提出すること。
- また、海外展開戦略策定に至る経緯、取組内容等の公表について協力すること。



5. 補助対象経費

- 謝金、旅費、通訳・翻訳費、マーケティング調査費 等

6. 補助率・補助金の額

- 補助率 2 / 3 以内、限度額 1 者につき 8 0 万円

7. 事業期間

- 補助金の交付決定日から令和 7 年 3 月末日まで

8. 提出書類

- 事業実施計画書、国内事業実績等説明書、収支予算書、誓約書、納税証明書、直近 2 期の財務諸表、積算根拠資料 等

9. 募集時期

- 令和 6 年 5 ~ 6 月頃（予定）※予算の範囲内で再募集することがあります。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目 1 - 1

貿易・流通チーム TEL 018-860-2218 E-Mail com-tra@pref.akita.lg.jp

